

実施方針等に対する意見回答書

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目 1	細目 2	細目 3	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	3	1-5					事業内容	県が整備を進めている一般駐車場等について、今回事業との一体的な維持管理・運営（料金徴収を含む）が必要と考える。 （理由） ・イベント等の開催時には、一般駐車場等のスペースを有効に活用できる ・提示されている費用規模では限られた事業運営しか行えず、駐車場の料金収入を活用することで、より効果的な事業運営が可能となる ・一体的な維持管理を行うことで、維持管理費用の低減が期待できる。 ・観光渡船等の二次交通と駐車場利用者の割引制度など運営上の工夫の余地が広がり、利用客の増加が期待できる など	ご意見として参考にさせていただきます。
2	実施方針	5	1-9					光熱水費の負担	光熱水費は事業者が負担するとあるが、事業者自主事業以外は市の負担とできないのか。	光熱水費は、事業運営の一部として維持管理費に計上して頂きたいと考えます。
3	実施方針	9・10	2-4-1 2-4-2	9) (2)	2)	③		応募者の構成 設計実績	「公共施設の基本設計及び実施設計の実績」とありますが、貴市営繕課に確認をしたところ、貴市発注の設計業務においては、基本設計を民間に発注するケースは稀であるとのことでした。従って、「基本設計及び実施設計」に該当する実績を有する市内業者は非常に数が限られるのではないのでしょうか。一方で、2-4-1応募者の構成では、「市内」に本社又は本店、支店、営業所がある者を積極的に含めること」とあり、参加資格要件と矛盾するのではないのでしょうか。「基本設計または実施設計」とする等、参加要件の緩和をご検討頂きたいです。	詳細は募集要項等で示す予定です。
4	実施方針	11	2-4-2	(2)	3)	③		工事監理業務事業者 の参加資格要件	「公共施設の実施設計または工事監理実績を有すること」とありますが、公共施設＝自治体が工事発注者である施設と解釈した場合、工事監理は発注者である自治体が行うため、公共施設の監理実績を有する民間事業者はいないのではないのでしょうか。どのような実績が「公共施設の工事監理」と見なされるのか、具体例をお示し頂けないでしょうか。	工事監理とは、建築基準法第二条第8項に規定の「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること」を意味します。公共施設の工事監理実績とは、国、地方公共団体等から公共施設の工事監理に係る業務を受託し完了した実績が該当します。
5	実施方針	16	別紙	共通	社会	第三者賠償リスク	11	事業に係るリスク分 担	調査・工事等による地盤沈下による第三者賠償リスクが事業者側にあることについて、理由をお聞かせ願えないのでしょうか。	詳細は募集要項等で示す予定です。
6	実施方針	16	別紙	共通	社会	第三者賠償リスク	11	事業に係るリスク分 担	工事の施工に伴う地盤沈下・地下水の断絶等による住民対応リスクが事業者側にあることについて、理由をお聞かせ願えないのでしょうか。	詳細は募集要項等で示す予定です。
7	実施方針	17	別紙					設計変更リスク	公募後に要求水準や設計条件の大幅な変更があった場合には、事業費の増額だけでなく、設計期間・施工期間などの延長もご対応頂きたいです。	ご意見として参考にさせていただきます。詳細は募集要項等で示す予定です。
8	要求水準書（案）		目次					添付資料	敷地の平面図や、旧警察署宿舍施設解体図、その他図面データ一式については、募集要項公開時に希望すればCADデータを受け取れる状態にして頂きたいです。	CADデータを提供する予定はありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目 1	細目 2	細目 3	項目名	質問事項	回答
9	要求水準書（案）	2-1						施設基準	建物用途によって床面積や消防法等の制限、コストが大きく異なるため、建築基準法上の建物用途は定めて頂きたいです。	建物用途については提案内容により変わるため、指定は検討しておりません。
10	要求水準書（案）	5・6	1-4-3	(2)	1) 2)			事業用地	本事業の施設整備工事中における、各拠点施設敷地への工事車両の進入ルート・出入口について指定頂きたいです。	工事に関するルートは指定しません。